第５回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2014年8月26日（火） 10:00～12:00

【会場】ホテルプリムローズ大阪　高砂の間

【出席委員】

嵐谷　安雄　　　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

泉本　徳秀　　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　幹事

大竹　浩司　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小尾　隆一　　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　事務局長

酒井　政夫　　　　　　大阪興行協会　常務理事・事務局長

柴原　浩嗣　　　　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

城本　徹夫　　　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

髙田　秀世　　　　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局次長

高橋　祥治　　　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　副会長

田中　直人（部会長）　島根大学大学院　総合理工学研究科　特任教授

西田　多美子　　　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

三星　昭宏　　　　　　関西福祉科学大学　客員教授

○建築企画課長

おはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。広島の土砂災害でございますとか、一昨日の池田市の１時間に100ミリですか、の集中豪雨など、このごろ異常気象とも思えるような天候が続いております。本日も朝から非常に大きな雷鳴がとどろきまして、不安定な天候になっているというなかで、今回、第５回の大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、先月７月２２日に第４回部会を開催させていただきまして、共同住宅など福祉のまちづくり条例の見直しに関しまして、早急に対応が必要なものにつきましては、今年度中に第１次改正を行うということを目標にその検討を行いまして、そして、ストック対策などさらに議論が必要なものに関しましては、第１次改正の検討の後、第２次改正を見据えまして、議論を深めていくということで、合意をいただいたと考えてございます。本日の部会でございますけれども、この第１次改正の項目につきまして、詳細にご説明をし、ご審議をいただきまして、来月開催予定をしております、大阪府福祉のまちづくり審議会に部会からご報告をする内容を固めていただきたいと考えてございます。そして併せまして、第２次改正を視野に入れまして、今後も議論をいただきたい内容につきまして、一部ではございますけれども、ご説明をさせていただきたいと考えてございます。また、具体的な取り組みといたしまして、南海電鉄さんの構内踏切の中の部分でございますけれども、エスコートゾーンの設置につきましても、ご意見をいただきたいと考えているところでございます。本日も議題が多岐にわたっておりますけれども、活発なご議論を賜りますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○府より資料１を説明。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。只今、事務局から資料１に基づきまして、前回の部会の検討内容の説明いただきました。概要とか意見とかありまして、事務局の対応のコメントが付されておりますが、少し抜けているとか違うぞとかいろいろあると思いますので、ご指摘いただきたいなと思います。いかがでしょうか。

じゃあ、ちょっと私の方から。資料１の一番下なんですけど、事務局の答えとして、地域防災計画等の作成プロセスを危機管理部局に確認とあるんですが、確認された結果があるんでしょうか。その後どうだったんでしょうか。

○事務局

地域防災計画等というところの中には、先ほど申し上げました、避難行動要支援者支援プランであったりとか、避難所の運営マニュアル等の作成が「等」の中に含まれているということで、今回「等」の中として、支援プランであったり、避難所の運営マニュアルを府として作定しているというところを確認させていただきました。地域防災計画の中は、膨大な内容にはなるんですが、消防であったり、連携、あとは防災、予防の観点などは記載されているんですが、具体的には避難行動の要支援者の支援プランや、避難所運営マニュアルの中で、高齢者の方や障がい者の方への対応を決めていくというようなことで聞いております。

○部会長

そうですか、ありがとうございます。

○委員

今の話のついでですけどね、私、門真に住んでまして、門真広報に、今言う作成ですね、住所とか教えないといけないというので、障がい者の１級、２級書いてくれ、そして住所、名前書いてくれということが書いてあったんですが、よく見ますと、門真広報に入っていただけで、目の見えない人はわからないと思うんですよ。こんなのも市町村に指導していただけないかと思うんです。１枚だけ入っていたんです、シールを貼るように。シールを張って送付してくれと。

○事務局

個人情報ですよね、個人情報の部分を、要は災害時の安否確認のために住民の皆様方の名簿を作っておこうという対応だと思うんですけれども、今確認しますのは、そのプロセスで照会が来て、それが視覚障がいの方の対応がちょっと不十分ではないかということですね。

○委員

そうです。

○事務局

わかりました。そうしたら、それは一度危機管理部局にもその旨はお伝えして、各市に対しても、そういう配慮が必要ではないかということは申し伝えたいと思います。

○部会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○部会長

ありがとうございました。他にございますか。

○委員

今の前と関連しまして、大阪府においては福祉避難所の話は、ちょっと教えていただきたいのですが、ご承知のように一般の避難所と病院や福祉施設とあるんですけれども、その間にある福祉避難所。例えば、岩手県は今、社協さんを中心にして、それぞれの薬のリストなんかで一般避難所で必要と想定して。特殊な薬はもちろんですが。そこらのバランスを考えて、どうも地方部とは条件、大病院がたくさんありますので、ちょっと違うんで。大阪府の方針はどうなっていますでしょうか。

○部会長

いかがでしょうか。

○事務局

すいません、ちょっと今こちらでご披露できる情報が実はございませんでして、計画を立てるプロセスで障がい当事者の方のご意見を聞く機会があるか、というそれに対して確認させていただいておりましたので、福祉避難所については危機管理部局、福祉のまちづくり条例、この検討部会の切り口とは今少し、課題としていただいている内容と少し、今準備不足もあるんですけれども、準備しておりませんので、改めて報告させていただく機会を設けたいと思います。

○先生

条例とは微妙なところで、全く無関係では全然ないです。

○事務局

そうですね、もともとの用途が学校なりございますので、福祉避難所にはまた別の福祉系の用途がございますので、そこはバリアフリー法及び条例に基づいて一定の義務であったり、改善の努力義務がかかっているという枠があるんですが、それは箱物議論でございますので、それはどういうふうに指定するのかということについては、確認させていただきたいと。

○部会長

よろしくお願いします。先ほどの資料１の前回の分についてのご質問・ご意見ということで、もし特になければ、次へ移らせていただいて、トータルでまた議論したいなと思います。それでよろしいでしょうか。

○委員

すみません。資料ではこれが書いてないですけど、１ページの下のほうで、子育て支援設備となっているんですけれども、設備ではなしに、最近私が電車に乗ってよく聞くのが、ベビーカーに配慮しなさいという場内放送があるんですけれども、このあたりはどういう取り組みをされるのか、そしてもう１個、パーキングパーミット、これは今大体どれくらいの枚数が出ているのか、ちょっと教えていただきたい。

○部会長

事務局お願いします。

○事務局

恐れ入ります。１点目の子育ての関係、ベビーカーのことでございますが、昨年より国交省さんのほうで公共交通におけるベビーカーの位置づけ、取り組みなんかを、少し使う方も配慮する、乗ってる方も配慮、お互い配慮しましょうねというようなことを整理されて、皆が快適に、乗車環境のそのような取り組みということで、地下鉄なんかにもそういうスペースの掲示がされたり、バスなんかにもここはつなぐスペースですので、というシールが出されたりしているところで、ちょっと正に福祉のまちづくりの都市施設という意味では、旅客施設あたりは対象としているのですが、車両そのものは条例の対象そのものではないのかなと。ただ関連する車両・バス・鉄道なんかも十分関係してまいりますので、国の取り組みなんかを、条例の配慮事項とかそういうところでご披露するといいますか、全く関係ないよというものではなくて、少しこういう取り組みも配慮していただきたいと、啓発はしたいと、国の取り組みを啓発することは考えたいと思っております。それからチラシをお配りしたパーキングパーミットの件でございますが、ちょっとここは今、私も今すぐに数字出てるような資料は用意させていただいておりませんので、次回の審議会もしくは部会で状況はご報告させていただきたいと思います。恐れ入ります。

○部会長

それでは、ないようでしたら、議題１は以上としまして、次の議題に移りたいと思います。資料２のほうなんですが、大阪府福祉のまちづくり条例の第１次改正骨子案について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○府より資料２を説明

○部会長

はい、どうもありがとうございました。この議題につきましては、来月に予定してます審議会に部会の案として出す予定です。いろんなご意見あると思いますんで、十分な審議を尽くしていきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

アの共同住宅の部分で、資料でいうと墨字の資料で２ページ目になりますが、２のところで、地上階に住戸を設けない場合は、事業者の負担が過重となるので２階部分等に設ける住戸までのバリアフリー化は求めないものとする、というふうにあるんですが、１階が例えば駐車場とか店舗で住戸がなくて、何階建てかで大体戸数が20～50までの間の場合に、僕らが一番気になるのは、駐車場から入口のエレベーターに入るところまでです。大体10センチくらいの段差があったり、一段とか二段とかあったりして、そこの部分が越えられないので、それを大家さんと自分たちが交渉しないといけないという課題があったんですけれども、そこは、そこまでは行けるということなのか、網がかからないので、それはそのままでエレベーターホールまでも段差があっても構わないということなのか、ちょっとこのへんがよくわからなかったのが１つ。それから意見としては、こういうふうにいろんな人が住めるようにしていただくこと非常に賛成なので、推し進めていっていただきたいのと、改革後でどういうメリットというか、プラスが出たんだということを、また変えた後に検証していただきたいのとで２つです。以上です。

○部会長

はい、ありがとうございました。事務局のほうから何かありますか。今のご意見について。

○事務局

今ご質問いただいた、２階以上にしか住戸がない場合で、エレベーターホールから例えば駐車場の10センチの段差ということについては、今現在としてはかからないということ、かけないという案をお示ししておりましたが、やはり2000平米未満でかつ20戸から49戸の対象に関しては、地上階に設ける住戸、要はエレベーターをつけなくてもなんとかバリアフリー化できる住戸を対象にしたいということで、このような案にさせていただいておりまして、そもそもエレベーターを、例えば2000平米未満でかつ20戸から49戸の場合に、エレベーターを任意で設置された場合というのは、やはり確かにかからないということを考えていたのですが、そのようなことについては、ちょっとまた事務局で持ち帰り、検討させていただきたいと思います。

○事務局

若干捕捉させていただきます。一応地上階を原則ということで、基準を引き下げているというところでございますけれども、やはり敷地の形状であったりプランニングにおいて、どうしても駐車場の附置、台数を取らなければいけないケースもあるかと思います。その中で、１階に住戸を設ける場合を原則として今、規定緩和をしておりますので、トータル20戸以上49戸以下であれば、仮に１階に何戸か住戸を設ける場合には、その住戸に対しては規定がかかるよということを義務化しようということにしております。ただその、それ以外の住戸数、もう少し小さい住宅であったり、一般的に基準適合義務がかからない規模なんかというのも、段差を設けてもいいというもの、設けられても建物が建てられるということになるんですけれども、規定化した趣旨というのを、段差なくアプローチできることが重要であるということは、すべての規模の住宅に対しても言えることですので、一定の線は引かざるを得ない、義務化するには一定の線は引かざるを得ないということにどうしてもなってしまうんですけれども、それ以外の対象についても、段差がないことが望ましいというようなことは啓発等はしていきたいというふうに考えております。

○部会長

よろしいでしょうか。今のことで、ちょっとお聞きたいんですけれども、地上階という定義なんですけどね、直接地上に通ずる出入り口のある階とあるんですが、例えばこのビルですね、住宅ではないんですけど、地上階と思っているところが地下になっていますよね。こういう場合、地下だからいいよという話ではなくて、たぶんメインにどっちかというと入ってくると思うんですけど、そういうことが起こりうるかどうかということを含めて整理する必要があるんではないでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。実はこの建物も、谷町筋と本町筋でレベルがだいぶ違いまして、谷町筋から入られたところが実は１階だと思っておられたら、地下２階だったり、ちょっと来られる方に非常に不便をきたしていると。これは敷地の形状でやむを得ないとところではあるんですけれども。大原則は地面と接する階ということであるんですけれども、基準法上いろんな考え方があり、敷地によって適用した時にどういうパターンがあるのかは、少し十分考えて、いづれに規定化しても、いざ審査するときに、「ここどうなってるの」などたぶんいろいろあると思いますので、一定この規定化の中で想定をしておいて、すべてのパターン全部が全部それでいけるかというのはあるんですけれども、こんな敷地に当てはまったとき、というようなことはいろいろシュミレーションをやっておきたいとは考えております。

○部会長

そうですね。なんかわかりやすい説明資料の準備もいるかと思うんですけれどもね。

○事務局

はい、そうですね。考えさせていただきます。

○部会長

はい、よろしくお願いします。他にないでしょうか。はい、お願いします。

○委員

すみません、長くなるといけないんですけれども、今のことに関してなんですが、条文案に関して、やはりユニバーサルデザインの観点から、誰が見てもわかりやすい言葉遣いというのを、例えば括弧書きにするよりは、但し書きにするとか、何らかの形で議会をはじめ府民の方にわかりやすい表現を心掛けていただきたいかなぁと思います。よろしくお願いします。

○部会長

はい、全体に通ずることなんですけれども、条例そのものもユニバーサルデザインとしてわかりやすくしてほしいということです。

○事務局

はい、法制セクションの意見も大きいところもあるんですが、私どもの意見としてそういうことを伝える中でやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長

他にございますか。

○委員

今の、もう一回繰り返しになるんですけど、義務化されていなくてもつける以上はということが条件にあって、ボタンを始め、さまざまな設備、義務化されていなくてもつける以上はこんな結果っていうのがどっかになかったでしたっけ。それの中で少なくとも今のケースは出入り口、エレベーターの出入り口については、これは当たり前ではありますが、明記して段差を設けないことということを引っかけられませんか。

○事務局

それは、適合義務のない、例えば20戸未満とかいう場合に規定ということですか。

○委員

つける以上は。

○事務局

ミニマムが20戸ということでございまして、どこかで線を引かざるを得ない、その事業者さんへのヒアリングもさせていただいたんですけれども、20戸という規模を少し確認した時に、木造３階建というのは、それより小さくなると可能性が大きくなってくるということを伺いまして、木造ということで少し床を上げないと、40cmほど上げないといけないというようなこと。そうなるときに、やはり敷地が狭小だったりする場合に、段差をなくせるかということになったときに、少しやはり事業者サイドとしては厳しいんではないかというようなご意見も実はいただいたところでございまして。18戸、６連の３階建で18戸というのがあるかと思うんですけど、そこを一つの目安としたときに20戸ということであれば、一定条件としてはそれほど、実数も確認してみたんですけれども、25年実績で10件ほどということ、全共同住宅に占めて、2000平米未満で木造としては、11件ほどでございまして、今回一定線を引くとすれば20戸という部分がある程度妥当ではないかという考えに至った次第でございます。なので、それ未満を義務化してしまう、すべての規模で段差をなくすようにアプローチをするということになることは、少しそこまでは今回想定しておりません。エレベーターを任意で設置していただくケースなんかは、望ましい基準なんかは常にお示しするんですけれども、任意で設置する場合に、この基準でなければならないということまでは規定はしておりません。

○委員

言いたかったのは、望ましい基準、とにかくそれを考えてよ、ということを言いたかった。つけるときには、付け方に関するガイドのところに５センチ、10センチの段差があってはいけないということは、望ましい基準としては、明記してほしい。基準じゃなくて、なんなのかな、望ましいガイド…

○事務局

望ましいガイドラインですね。後ほどご説明いたします、ガイドライン辺りに、マニュアルとかガイドラインについて、そういうことも十分に書き込んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員

今おっしゃってるようなケース結構あるんで、わずかな注意でいける場合がありますから、どこかに書き込んでおいてください。

○事務局

ありがとうございます。

○部会長

はい、多数いただいておりますけれども、特にみなさんにお諮りしたいのは、事務局案というものに対して、この部会のほうから、ここの部分は修正すべきであると、次回このように修正して出してほしいと。そういう観点からのご意見を今から求めたいと思います。いかがでしょうか。特にないということであれば、そのご意見いただいたらいいかと思いますが。大きくは、今の時点では、事務局案でいいという状況かと思いますがよろしいでしょうか。良いと思われる方は挙手お願いします。

はい、じゃあ事務局案で次回審議会に出すということで、この部会では決めたいと思います。ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございます。

○部会長

それでは、議題の３点目、今年度さらに検討を要する、必要な事項について、ということで２点。１つは、大阪府福祉のまちづくり条例の第２次改正検討項目案、もう一つは、（仮称）福祉のまちづくりガイドラインの検討について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○府より資料3-1、3-2を説明

○部会長

はい、どうもありがとうございました。ちょっと確認なんですけど、資料3-2が、（仮称）福祉のまちづくりガイドラインとなっているんですけど、今ご説明いただいた実際あるやつはマニュアルになっているんですけど、どちらが正しいんですか。

○事務局

ガイドラインというのは総称して、仮称とさせていただいているんですが、従来のものをベースとしておりますので、設計マニュアルの改訂ということをベースとさせていただいてますが、あくまでこれから作りあげようとしているのは、（仮称）福祉のまちづくりガイドラインということで、名前もこれからこの場で決めさせていただけたらと。

○部会長

では、これは同じものなんですね。

○事務局

同じものです、すみません。

○部会長

只今、3-1、3-2の資料の説明をいただきました。特に資料3-1の方は、第２次改正検討項目として、事務局の方で提案したものがありますが、加えてもっとこういう形でどうかとかいうことも今後の課題にあると思います。ご意見とかご質問、ぜひいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員

２ページのところで、コンビニエンスストアの出入り口、幅、戸の構造なんかはよろしいですが、ただ私もコンビニエンスストアなんかときどき行ったり、他のコンビニ以外のところでも、入口が自動ドアでセンサーで開くのと、そうでないのと、引く・押すと書いてシールが貼ってある所と、場合によればセンサータッチというんですか？タッチして自動で開くといういろいろ３種類ございますが、これらはここでは歌い込みできないものかどうか。特に私は読めるからいいけれども、視覚障がいの人たちは、タッチする分なんか、実際はわからないだろうと思うんです。自動ドアで勝手にセンサーで開くと思っていたらゴツンとあたるというような状況。また、コンビニエンスストアによれば、歩道から大体ちょっと傾斜があって入口がある場合は、車いすの利用者は大変だと思うんです、押したり引いたりするドアであれば。そんな場合も基準とかそういうものは設けているんですか。ちょっとお聞きいたします。

○部会長

事務局、お願いします。

○事務局

条例における義務の基準といたしましては、有効、開口、出入り口の幅は80センチ以上とするというところと、戸の前後には水平部分を設けなさいという規定のみでございます。後は、嵐谷委員におっしゃっていただいたように、一番いいのは自動ドアです。押さないといけない自動ドアなのか、それともセンサーで傍にいけば開くのか。そこは基準も手段も様々です。ですから、押す・引くドアを設置したらダメといっているものでもございません。そこは、やはり利用上は一番望ましいのは自動ドアで、センサーで開くのが一番いいということは、国のガイドラインでもそれはおっしゃっていただいているところでありますので、それ以上の規定を条例に置くというのは、今のところ、少し事業者に対しても厳しいのではないかと思われるのですが、義務ではなくて、正に今、申し上げたように配慮すべき内容としては、視覚障がいの方なんかは、建具がどんなものかというのが行っていただかないとわかりませんので、一番望ましいのは自動ドアだというふうには配慮事項なんかで書かせていただくと。今回のガイドラインの中でも書かせていただくつもりではおります。ただ、義務の基準にはさせていただくところまではできていないというのが実態でございます。

○委員

指導ですか。

○事務局

そうですね、指導する場面があれば、申し上げれるんですけれども、それを見ていただいて、「あ、それがいいんだ、しかし金がかかるな」というところとの調整だと思うんですけれども、なぜそれが有効なのかというのは、きっちり書いて、極力配慮を求めていくことをしたいと考えています。

○委員

今、言われたように、視力障がい者ということは、自動ドア言われましたけど、やっぱり私いつもどこでも、音声、目の見えない人は、音声をつけるということを、一言書いてもらった方がいいのではないかと思います。単なる自動ドアがいいというだけでは、いろいろありますから、やっぱり音声というのを入れていただけませんかね。

○事務局

出入口に対して音声、出入り口だけではないかとは思いますけれども、一つは案内設備に対して誘導ブロックを引いたり、音声で「こちらが出入り口です」というものをつけたり、基準においてもいろいろ選択は可能な状態、法律もしくは条令でも可能な状態となっているんですけれども、音声が望ましいということは、今おっしゃっていただいた趣旨も大事だと思いますので、音声でなければならないとはちょっとしづらいところはあるんですが、音声をつけることでこんな利便性が高まりますよ、便利になりますよということはガイドライン等で書かせていただきたいと考えております。

○部会長

一つは基準として最小限どういう規定するかという基本形は大事なんですが、基準を機械的に適用されていろんな問題が起こらないように、さきほどご紹介いただいているガイドライン的なものを含めて、多様な選択・多様な判断ができるようなわかりやすい説明を関係者に出していくことが基本形だと思いますので、いろんな自動にするか手動にするか、引き戸にするか開き戸にするかとか、という単純な選択だけでなくて、そこにこういう場合はもっとこういうことも必要であって、こういう事例もあって、さらにこういうことができますよということがわかるようにしたほうがいいですね。

○事務局

部会長に今おっしゃっていただいたような内容を配慮したいと思っております。先生のご専門というところでもありますので、またいろいろとご意見いただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員

もう十分にお話されているので、重ねるようで非常に申し訳ないんですけど、今の話の続きで申し訳ないんですけど、私も実際視覚障がいでコンビニも利用させていただくわけですけれども、そのコンビニのことだけじゃなくて、先ほどからずっとこうお話の中で出てくる言葉にちょっと気になる言葉があって、営業する側の方々に対しての心遣いはものすごく大事だと思うし、それはよくわかるんですけれども、私たちは何の会議をしているのかというと、大阪府の福祉のまちづくりを検討しているのにも関わらず、建築する側の人たちが費用がかかるであろうからという部分が先行してしまうと福祉のまちづくり条例というのがどんどんどんどん最初にこれを作り出したときの思いがだんだん後ずさりしているような気がしていて、ここでいうのもなんですけども、先ほども建物の入口の部分の段差であったりとかそういうことも、それもはっきりと明確には指定されないということもありましたし、これから高齢者も増えていき、車いすの使用者の方も増えていくであろうし、住宅というものがどの程度の家賃でどんな人たちが住んでいくのかという部分を私たちとしては考えていかないといけないのにも関わらず、そのへんで暮らしやすいまちとか暮らしやすい住宅とかいうものをどういうふうに考えていくのかというのが、誰の立場でものを考えているのかという部分が若干感じるところがあって、言葉だけ捉えて申し訳ないんですけど、気になるんですね。コンビニについては、点字ブロックとか誘導ブロックとかありますけれども、敷地内は確かに引いてあるのはよく行きわたってきていると。駐車場のところとか、そこから誘導ブロックは引いてあるんですけれども、公的な歩道からの連続性とか、前も最初の頃にも話出ていましたけれども、連続性があるのかどうか、それから、歩道自体に、歩道の交差点の信号のところは、点字ブロックがあるんだけれども、コンビニのところに誘導ブロックがないとか、連続性がないということになると、結局一人歩きしている視覚障がいの人は音声とか音とかあるとしても、どう歩いていくのかということが全然わからないので、決まりは守っているけれども役に立たないというような状況になってしまうような、なんのためにこの決まりを作ったんだ、誰のために決まりを作ったんだということになっていってるような気がするところもちょっとあるので、そのへんガイドラインという部分では、本当にガイドラインということになって、それがきれいに守られていく、そして福祉のまちができていくということに、進めていくような言葉遣いというか、言葉の並べ方にしていただきたいかなぁと思っています。以上です、長くなってすみません。

○部会長

どうもありがとうございました。大事なことだと思います。事務局なにかありますか、コメント。

○事務局

はい、正におっしゃっていただいた内容でございます。事業者の立場に立たずに決めていくというのも両面あると思いますが、やはり何のための条例なのか、何のための基準なのかというのは、今ご意見をいただいた中で、改めて福祉のまちづくりの推進のためであるとということを常々念頭に置いた中で、行動していきたいと思いますので、申し訳ございません、ちょっと表現が適切でない部分があったかと思いますので、申し訳ございません。改めて、そういう考え方を見直していきたいと思います。

○部会長

他に、ではこちら。お願いします。

○委員

確認したいことがございますが、今の計画、マニュアルなんですけれども、設計マニュアルなんですが、10年間ずっと運営してきたと思っています、間違っていたら申し訳ございません。それがまた変わるとなると、10年に１度の改正ということになるのでしょうか。要は次の改正まで、今までと違って障がい者・高齢者が社会参加をする機会がこれからどんどん増えていきます。今考えられるバリアフリーのための案が出てくるんですが、来年・再来年になるともっといろいろなことが出てくると思います。それを柔軟に改正していくということが大切だと思いますが、今までのような10年間、次の10年間のために改正する、10年間目指すとなると、10年の間にさまざまなバリアがまた出てくると思います。福祉のまちづくり条例やバリアフリーに関して、壁がまた出てきたら困りますので、例えば３年に１回見直しをやるような、速やかな、社会の情勢が変わりますので、速やかに社会情勢に合わせてような柔軟的な場所があるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○事務局

結果として、マニュアルそのものは10年間、ほぼ10年間ですけれども、変えておりません。その間に、申し上げた平成21年にバリアフリー法に基づく条例だということで、条例の仕組みが変わりまして、その条例の中に義務の規定を置くことになりましたので、義務部分の条例を解説する解説書、審査する立場、それから設計者の立場、当然お使いになる方にも見ていただけるような解説書というのは作らせていただいたんです、21年の時点にですね。ただ、その条例の全体を整理するようなマニュアルは、先ほど言いましたように、バリアフリー法の法の解説書というのが国レベルでお作りになられましたので、一義的には府条例にもそれを適用していこうという形にしていました。ただ、府条例ですべて規定した内容が国の解説書に載っているわけではございませんので、やはり今時点で、われわれ持っていたマニュアルというのを少し改めて見直すべきではないかとわれわれも思い新たにしたところになりますので、結果として今マニュアル自体は10年目の取り組みになっていますけれども、先ほどもご説明のときにさせていただいたように、新たな課題が出てきましたら、その部分については少し充実させるような、正に法の趣旨である、条例の趣旨であるスパイラルアップ、適宜、良好な状態に見直していくという趣旨を踏まえた中で、必要な改正は適宜行っていくと。３年だったら、３年以内にしなくていいねんなということに逆になっても、あれですので、必要な改正は適宜行っていきたいと。その場合、冊子にすると何部刷ってとか、そんな話になってしまうんですが、先ほども申し上げたインターネット等の情報の中で、改めて、その時点、その時点ということで搭載させていただいて、それをその時点の基準、もしくは配慮すべき内容のバージョンということで、位置づけたいなと思っています。

○部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○委員

前回の設計マニュアルは、単に条文だけじゃなくて、目に見える形でということで作っていただいたと思いますし、例えば歩道つくるときに、片流れのところをトップのところは平らにして車いすの人がちゃんと通りやすい安全な通路を作るというようなことが図示されてよくわかって、非常に効果もありましたし、非常にオーナーさんに対しての啓発だとか、設計者さんに対する啓発とかにも非常に役に立ったと思うんですね。ただ福祉のまちづくり条例自体が、本来の発生からいって、移動障がいのある方、コミュニケーション障がいのある方、こういう人たちを対象にしていたんですね。もともと国際障害者年の障がい者の完全参加と平等を目指すための一つの方法としてまちづくり条例があったんですけれども、今年障害者差別解消法という新しい法律ができてきて、条例ができてきて、今回ガイドラインを作ろうという中で、設計マニュアルからガイドラインに代わるのであれば、ぜひ考えていただきたいなというのがありますので、ちょっとお話しさせていただきますけど、一つはやはり行動障がいのある方、今までは移動でしたけど、行動のほうですね、それからコミュニケーション障がいも、聾であるとか聴であるとか以上に、知的な部分であるとか、発達障がいの方であるとか、それから災害を防止する形であるとか、事故を防止する形であるとかいったようなものも考えていただきたい。例えば、シネスポという映画館のコンパクトなやつが今あります。これもちゃんと設計マニュアルに書いていただいていたし、車いすも使えるように書いてあるんですけれども、実は実際できてみると一番前の席が車いすで、車いすの人は上向かないと映画自体が見れない。これはバリアフリーにはなっているけれども、使い勝手が悪い。こういったことがたくさんありましたので、一つ考えていただきたいのと、私、ビッグアイの館長をやっていますので、その立場で言うと、厚生労働省の、それから文科省も文化庁も障がい者の芸術文化のバリアフリー化ということで、今非常に言っているのは、芸術文化、それから鑑賞のバリアフリーというか、アクセスフリーを考えようというふうなことをやっております。そういったことに対する、例えば美術館であるとか、映画館であるとかその他のものについても、ガイドラインであれば今度は可能かなと。前回は条例に基づいて書いているから、あまり関連していないところは書けなかったけれども、もしガイドラインであれば、より福祉のまちづくりを目指す、障がい者の完全参加と平等を目指すという形でやっていただきたいなというふうに思います。例えばエレベーターが、障がい者用、車いす用のエレベーターはスリット入ってますよね。だからこれは事故が起こりにくいし、事故が起こったときにも対策しやすいし。でも普通のエレベーターはやっぱりデコレーションして中が見えなくって、ここのご近所のドーンセンターだったら、待ってるところでエレベーターの中の様子がテレビに映ってて、外の人もテレビでどうなってるかがわかると。それするよりも、本当はスリットにしたほうが見やすいです。やはり安全性を考えるとか何か危険なことが起こった時のことを考えるならば、そういった方向での取り組み方とか、純粋に建築だけではなくて、まちづくりのガイドラインとして考えるときには、そういったところもちょっと考えていただけたらなと思いますので。取り組みということであればちょっと考えていただきたいと思います。

○部会長

ありがとうございました。ガイドラインについてはさらにいろんなことを検討する必要があると思いますけれども、そういう意味で、さっきマニュアルじゃなくてガイドラインということで名前だけじゃなく中身も大きくステップアップするという機会だと思います。いかがでしょう。

○事務局

重要なご意見ありがとうございます。ちょっと呼び名は私どももあまり意識してなかったのが正直でございますので、そういったところも意識して取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい、よろしくお願いします。

○委員

すみません、２つ、時間あれなんですが、１つは私、他の条例とか不勉強でございますけれども、前から言っています、命に関わる災害時の福祉のまちづくりに関して、条例の中に第２次でも第３次でもあれなんですが、条例のトップ項目に近いところで、災害時に対する対応、また、災害予防に関しても福祉のまちづくりの観点から配慮しなければならないという条文を加えることは可能ではないでしょうか。役所の中の部局とかそういうのの上に立つ条文として、他の条例にあるのか、現行あるのか、なければこの機会にいれていただきたいということをご検討いただきたい、それが１つ。それからもう１つは先ほどガイドライン、マニュアルの件で資料3-2の１ページ目の一番下に「部会でご議論いただく予定としております」とありますけれども、この部会、審議会でずっとお話上がっております、当事者参画、このガイドラインの作成こそ「本当の当事者参画というのははこういう形なんだよ」ということを示すような形で多少検討ワーキングに時間とか、場所とか、難しさを抱えながらでも、そういう本当に当事者参画こうしてくださいよというふうに示すくらいの形で行えないのかというのを予算とか時期とかご検討いただけないでしょうか。その２つです。

○部会長

２点いただきました。いかがでしょうか

○事務局

１点目の災害時の対応というのは、これについて条例の枠組み、法律だけの委任条例だけではないというところも確かにございますので、あくまでも平時の移動の円滑化を１つのイメージとして条例の対象としてはいるんですけれども、当然非常時に対する対応、災害時の予防という観点ですね、おっしゃっていただいているとおり。

○西田委員

差別解消法も含めてということで。

○事務局

少し理念的な部分にそういうトーンを入れられるのか、他事例もあるのかということを含めて検討させていただきたいと。２次の取り組みの中で１つ考えていきたいというふうにさせていただきたいと思います。それからガイドラインの作定の過程ということでございますが、時間軸の話もあるんですが、やはり配慮すべき内容というのは私どもだけでは当然考えられないことですし、委員の皆様方のご専門知識をたくさんいただく、それプラス一定の当事者さんのご意見というのもお聞きする必要もございますので、どんな取り組みが、時間もあるんですけど、すべきなのか、できるのかということは考えさせていただきたいと思います。

○部会長

２点目の当事者参画というのはこれからは本当にこういった条例とか基準だけでは規定できないところを、やっぱりこれから当然そういうことが社会的に当たり前になる時代が来ると思いますので、ぜひどういう形があるかというのはまた検討課題ですけども、この部会とか審議会でぜひ検討したいなと思います。よろしくお願いします。他にございますか。随分時間が超過してしまして、活発なご議論をいただいていますが、ありがとうございます。先ほどの第１次改正を年内に終えて引き続き議論するという時間がもっといると思うんですけども、必要なものは今後も議論を進めていくということで臨みたいと思います。委員の皆様からもこの場だけではなくて、またいろんな意見を寄せていただきたいなと思います。時間の関係もありますので、議題の最後に予定しました、エスコートゾーンの話をしたいんですけど、時間が予定12時終了ということで10分ほどしかないんですけれども、可能な範囲でよろしくお願いしたいんですが。お願いします。

○府より資料４説明

○事務局

はい、どうもありがとうございました。只今事務局から南海電鉄のエスコートゾーン設置についての説明をいただきましたけど、ご意見とかご質問ありますか。

○委員

エスコートゾーン、みなさん知っている方も知らない方もおられると思うんですけど、大阪市内で言いますと、天満橋から電車に乗りまして、谷九で降りまして、夕陽丘のちょうど中間くらいですか、大きい通りがありまして、信号が、その横に一つエスコートゾーンが引いてあります。それと今大阪府の人言われたように、22年度ですか、豊中のほうにも踏切にエスコートゾーンを引いている。そして今度、二色浜ということで３か所ですかね、私が知っているかぎりでは。これをうちの会員さんにもお話を聞きますと、横断歩道で言いますと、幅が広いところ、府道とか国道とか、こういうところにはぜひエスコートゾーンをつけてほしいというのです。点字ブロックも大事です、これも確かに大事ですけど、今私が言いましたように横断歩道が広ければ急いで渡らないといけない、そうすると事故の元になったりなんかするから、エスコートゾーンだったら、まっすぐ歩けるから、これ絶対につけていただきたいなという意見が多くございました。一応ご参考までにお願いいたします。

○委員

このエスコートゾーンにつきまして、ご説明があった通りだと思うんで、南海の関係でも泉佐野についているようですけれども、これは構内ではなくて、外の一般道のところなんですけれども、ここは構内にこれをつけるということなんで、南海電鉄にお聞きしたい、私あんまり利用しないんですけれども、構内に踏切があるというところで、このエスコートゾーンをつけるという代わりに無人化にするという方向になるのかどうなのかというのが気になるところです。駅員が誘導してくれるということが約束されているのであれば、エスコートゾーンがあればもっとより良いわけですけれども、なくても有人的に案内していただけるということが確実であれば、そのほうが安全なわけです。エスコートゾーンというのがあって、二色浜でどんだけの乗降客がいるのかわかりませんが、どなたもいなくて、視覚障がいの方単独でエスコートゾーンのあるところを横断することがどういうふうに地元の方の歩行能力であったり、それがどんなものなのかというのによっては、エスコートソーンだけではなくて、先ほどもおっしゃっていたような「こちらは難波行きホームですよ」「こちらは和歌山方面のホームですよ」「ここから踏切ですよ」というのを音声で伝えるのか、足の誘導ブロック、そして警告ブロック、そしてエスコートゾーンという連動でちゃんとわかるようにしてあげるということが大事なのかと思うのと、エスコートゾーンというのは、誘導ブロックというのは、縦に線が入ってますよね、横にこうなっているんですね。だから梯子を渡っていくような感じ、そんなことはないけど、梯子を渡るような感じで渡っていくんですね。僕なんかも最近視力がなくなって全盲になったわけですけども、弱視のときはあれですけれども、全盲になってエスコートゾーンをまっすぐに渡っていくというのが、長いところだったらちょっとずれてしまったら全然わからないんですよ。まっすぐの誘導ブロックであれば、まっすぐ伝っていきやすいんです。そのへんは、ここから踏切ですよ、ここはホームですよ、というメリハリをはっきりしないといけないので、エスコートゾーンを使うんだけれども、方向がずれないようにするためにはどうしたらいいのかという知恵はいるのかなと思います。なぜかというと、踏切はこう路面があって、路面から外れると、線路の逆のところに落ちてしまうわけですから、電車が来るときに渡ることはないかもしれませんが、そういうときに捻挫とかそういうことになって事故につながるということになったらいけませんので、そのへんはちょっと工夫する必要があるのかなと思います。以上です。

○委員

今、発言がありましたが、このようなエスコートゾーンとか作っていくことは非常に良いことなんですが、一方でやはり南海は無人化を進めておりまして、その点で言えば、一方で整備していくのはいいのですが、それをもって、もし無人化ということが進んでいくのであれば、使えなくなる人もいてくるということはやっぱり認識してこの中でも話し合いというのを進めていければいいかなと思います。既にもう定常として考えていく課題の中には無人化のことは入っているので、いいんですけど、条例ということで、ストレートになかなか規制はかけられないことかもしれませんが、やはり移動の円滑化という趣旨に鑑みて、この課題についても注視していくという姿勢で府としても臨んでいただきたいなというふうに思っています。以上です。

○委員

若干時間がオーバーしておりますので、簡単に申しあげます。今、お話にありましたように、有人・無人問題とこれを絡めることはできないでしょう。それからかねがね思っていたわけですが、委員からもご議論ありましたけれども、さまざまな場面で誘導、警告ブロックを引くということをまちづくりで進めているわけですが、交差点部分を始め、特殊な場所ではなかったわけで、これが今エスコートゾーンとして入り出してきていることについては、日本全体の実状を見ても評価は高いわけです。特に愛知県は割と。実は、摩耗の問題とかいろいろ問題がありまして、そう話は簡単ではなくて、先ほどもお話ありましたように、もうちょっと誘導を入れたいんですが、交差点上を直角に横切る直線を引くというのは摩耗上を含めて、あるいはドライバーへの運転行動への影響を含めてそういうことにはならなかったので、警告に近いようなポチポチを組み合わせて、一応それもだいぶ落ち着いてきまして、非常に効果が高いということで、ここが構内が抜けているというのは、早く入れた方がいいと私は思います。その際に若干コメントします。まず、弱視の方への色の問題ですが、道上に入れるときは、本来なら黄色を使わなければいけませんが、歩道と同系色が使われています。これは、結局、交差点の横断歩道という特殊性から来るんです。ドライバーが認識の中で黄色がちょっと強すぎるからということがありまして、ところが駅構内ですとそれが結構いけるはずなんで、これからの課題としては、エスコートゾーンの警察庁のこの規定にとらわれずに、今後また、とりあえずはこれに準拠してやればいいのですが、もう少し黄色系のものを使ってもいいのではないかと、私は思っています。そして位置についても、動線をしっかり考えて、横断歩道に適した位置に入れていくということが大事だと思います。それから先ほどのお話もありましたように、音と組み合わせることもこれから工夫していく必要があるだろうというふうに思っています。それだけちょっと私コメントしておきますけれども、大変良いことなので、ただ、みなさんからありましたように、駅員廃止の代わりにはなりませんので、でも取り組みは良いと思いますんで、結構かと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。駅の無人化という部分と、バリアフリーの整備、プラス国の項目にない項目という国交省のバリアフリーメニューにない項目を整備されるということで、そのポイントについては非常にみなさんおっしゃっていただきましたように、評価できる内容ではないかというご意見をいただきました。整備にあたっては、伺っておりますのは、構内でありますので、道路の摩耗、車に踏まれるということがございませんので、摩耗は道路よりは良いのではないかというポイントと、整理する部分は、4.5メートル幅、今踏切があります、それのほぼ中央部分にひくということ、後ろにつけてあります、警察庁の指針のほうに、エッジ型のぽつぽつというようなものを設けるということで、これ内外、踏切の外は当然誘導ブロック、点状ブロック、街中にある黄色いので誘導してきます。内になって仕様をわざわざ変えているということは、内外が明確にわかるようにしておく、外で待っているつもりが内側だったということがあればまずいですので、仕様を変えているのはそこのこともあるとは思います。4.5メートルの幅のほぼ中央部分ですので、その突起に沿っていただくと、すぐ脇に落ちる部分があるということでも、２、数メートルの幅が横にございますので、比較的危険性も少ないのではないかという計画になってございます。すみません、計画の詳細、伺っているのはそういう内容かと思います。

○部会長

ありがとうございました。今日ご紹介いただきまして、いろんなご意見で、さらにこういう改良の余地もありますが、進めていくということ、南海電鉄始め、他のいろんな関係者に申し伝えるということでいいですね、ありがとうございました。あと、その他の議題が残っているんですけど、その他ってなにかありますか。

○事務局

今回は特にございません。

○部会長

はい、わかりました。それでは、委員のみなさまには貴重なお時間をいただきまして、審議いただきましてありがとうございました。予定の時間を超過しましたけど、これで終わりたいと思います。事務局にマイクをお返しします。

○事務局

それでは、これをもちまして、本日の部会を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。